

四日市市告示第138号

四日市市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年3月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱
四日市市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業費補助金交付要綱（平成31年四日市市告示第192号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助対象)</p> <p>第3条 前条第六号に定める事業の補助対象は、次の各号に適合するものでなくてはならない。</p> <p>(1) 対象建築物のうち四日市市内に所在するものの所有者が、<u>令和7年3月31日</u>までに着手した耐震改修であること</p> <p>(2) (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(有効期限)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和7年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>(補助対象)</p> <p>第3条 前条第六号に定める事業の補助対象は、次の各号に適合するものでなくてはならない。</p> <p>(1) 対象建築物のうち四日市市内に所在するものの所有者が、<u>令和4年3月31日</u>までに着手した耐震改修であること</p> <p>(2) (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(有効期限)</p> <p>2 この要綱は、<u>平成34年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

附 則
この要綱は、告示の日から施行する。

(危機管理監危機管理室)